

## 新たな検証手法に関する検討

## 第43回資料1 「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」抜粋

### 2. 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

#### (1) 基本的な考え方

- 現行の生活扶助基準については、一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持する「水準均衡方式」の考え方により設定されていることから、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことを基本とする。
- 平成29年の生活保護基準部会報告書において「一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、これ以上下回ってはならないという水準の設定について考える必要がある」という指摘がなされていることから、これまでに報告された最低生活費に関する研究結果等を、消費実態に基づく検証結果との関係において、補完的な参考資料としてどのように参照することが可能か検討するほか、生活保護世帯において生活の質が維持されているかという観点から生活保護受給世帯及び一般世帯の生活実態についての分析を併せて行う。

#### (2) 作業内容

##### 4 新たな検証手法に関する検討

- ・ 基準部会で報告された「M I S手法による最低生活費の試算」及び「主観的最低生活費の試算」の結果については、これまでの議論を踏まえ、必ずしも基準額の設定の直接的な根拠となり得るものではないことに留意しつつも、上記の消費実態に基づく検証結果との関係において、補完的な参考資料として、どのように参照することが可能かを検討する。

## 令和3年3月2日生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会 「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

### 【各検証手法について】

- 「MIS手法による最低生活費」及び「主観的最低生活費」については、今回具体的な試算結果が示されたところである。消費支出の中には数量が不足すると用をなさない支出費目があるとの指摘を踏まえ、これらの結果を生活扶助基準と全体として水準比較をして検証するのではなく、食費、通信費、教養娯楽費等の費目ごとに、
  - ・ 一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る際の基礎データとなる「全国消費実態調査（全国家計構造調査）」の結果と比較するほか、
  - ・ 現行の生活保護基準の下での生活保護世帯の消費支出の状況である「社会保障生計調査」の結果と比較することにより生活扶助基準の検証に活用することが考えられるのではないか。

# 新たな検証手法に関する検討

## (1) 「MIS手法による最低生活費の試算」における費目別の試算結果

### ①単身世帯(32歳) ※全国家計構造調査・社会保障生計調査は65歳未満

単位：千円

サンプル数(世帯数)	MIS手法による最低生活費の試算		全国家計構造調査(2019)						社会保障生計調査(2019)		
	足立区32歳 単身男性 ①	足立区32歳 単身女性 ②	単身世帯(第1・十分位) <65歳未満> ※全級地平均			単身世帯(全平均) <65歳未満> ※全級地平均			単身世帯 <65歳未満> ※全級地平均		
			(157)	①との差	②との差	(2397)	①との差	②との差	(205)	①との差	②との差
消費支出計	220	247	131	▲ 89	▲ 116	177	▲ 43	▲ 70	106	▲ 114	▲ 141
食料	43	39	27	▲ 17	▲ 12	38	▲ 5	▲ 1	29	▲ 14	▲ 10
住居	63	101	48	▲ 15	▲ 53	54	▲ 9	▲ 47	32	▲ 31	▲ 69
光熱・水道	9	6	9	▲ 0	3	9	▲ 1	3	10	0	3
家具・家事用品	4	5	2	▲ 2	▲ 3	4	▲ 0	▲ 1	4	0	▲ 1
被服及び履物	11	22	3	▲ 8	▲ 19	6	▲ 4	▲ 16	3	▲ 8	▲ 19
保健医療	2	3	5	4	2	5	4	3	3	2	1
交通・通信	7	7	17	10	10	23	16	16	12	5	5
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	33	19	11	▲ 21	▲ 8	18	▲ 14	▲ 1	5	▲ 27	▲ 14
その他の消費支出	47	44	9	▲ 38	▲ 35	19	▲ 28	▲ 26	7	▲ 40	▲ 37
(再掲)住居・教育除く	156	146	83	▲ 74	▲ 63	123	▲ 33	▲ 23	74	▲ 83	▲ 72

- ※ MIS手法による最低生活費の推計は、「MIS手法による最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。
- ※ 全国家計構造調査(2019)は、単身世帯年収階級第1・十分位の世帯のうち、65歳未満の民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(足立区=1級地-1)
- ※ 社会保障生計調査(2019)は、65歳未満の生活保護を受給している単身世帯の全級地平均によるもの。

# 新たな検証手法に関する検討

## ②単身世帯(71歳) ※全国家計構造調査・社会保障生計調査は65歳以上

単位：千円

	MIS手法による最低生活費の試算	
	町田市71歳 単身男性 ①	町田市71歳 単身女性 ②
サンプル数(世帯数)		
消費支出 計	162	170
食料	41	45
住居	57	65
光熱・水道	9	11
家具・家事用品	4	6
被服及び履物	5	7
保健医療	7	7
交通・通信	9	7
教育	0	0
教養娯楽	14	8
その他の消費支出	15	14
(再掲)住居・教育除く	105	105

全国家計構造調査 (2019)						
単身世帯(第1・十分位) <65歳以上> ※全級地平均 (87)	①との差		②との差	単身世帯(全平均) <65歳以上> ※全級地平均 (375)	①との差	
	①との差	②との差			①との差	②との差
109	▲ 53	▲ 61		164	2	▲ 6
26	▲ 15	▲ 18		37	▲ 4	▲ 7
38	▲ 20	▲ 27		47	▲ 10	▲ 18
10	1	▲ 1		11	2	▲ 0
2	▲ 2	▲ 3		7	3	1
2	▲ 3	▲ 4		4	▲ 1	▲ 3
6	▲ 1	▲ 2		6	▲ 1	▲ 1
7	▲ 2	▲ 0		15	6	8
0	0	0		0	0	0
6	▲ 9	▲ 2		16	2	9
12	▲ 3	▲ 2		21	6	6
71	▲ 33	▲ 34		117	12	12

社会保障生計調査 (2019)		
単身世帯 <65歳以上> ※全級地平均 (242)	①との差	
	①との差	②との差
95	▲ 67	▲ 75
29	▲ 12	▲ 16
30	▲ 27	▲ 35
10	1	▲ 1
4	0	▲ 1
2	▲ 3	▲ 5
3	▲ 4	▲ 4
6	▲ 4	▲ 2
0	0	0
4	▲ 11	▲ 4
6	▲ 8	▲ 8
65	▲ 40	▲ 40

- ※ MIS手法による最低生活費の推計は、「MIS手法による最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。
- ※ 全国家計構造調査(2019)は、単身世帯年収階級第1・十分位の世帯のうち、65歳以上の民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(町田市=1級地-1)
- ※ 社会保障生計調査(2019)は、65歳以上の生活保護を受給している単身世帯の全級地平均によるもの。

# 新たな検証手法に関する検討

## (2) 「主観的最低生活費の試算」における費目別の試算結果

①夫婦子1人世帯(世帯主:30~39歳) ※全国家計構造調査は30~59歳、社会保障生計調査はその他3人世帯(全平均)

単位：千円

サンプル数(世帯数)	主観的最低生活費の試算		全国家計構造調査 (2019)						社会保障生計調査 (2019)		
	夫婦子1人 30~39歳 (K調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人 30~39歳 (T調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人(第1・十分位) <30~59歳> ※全級地平均			夫婦子1人(全平均) <30~59歳> ※全級地平均			その他3人世帯 ※全級地平均		
	① (54)	② (58)	(70)	①との差	②との差	(462)	①との差	②との差	(24)	①との差	②との差
消費支出 計	288	333	226	▲ 62	▲ 107	313	25	▲ 20	189	▲ 99	▲ 144
食料	55	63	55	0	▲ 8	70	15	7	57	2	▲ 6
住居	83	89	53	▲ 30	▲ 36	72	▲ 11	▲ 17	33	▲ 50	▲ 56
光熱・水道	20	15	17	▲ 3	2	18	▲ 2	3	22	2	7
家具・家事用品	13	14	6	▲ 7	▲ 8	9	▲ 4	▲ 5	10	▲ 3	▲ 4
被服及び履物	3	6	7	4	1	13	10	7	10	7	4
保健医療	11	11	10	▲ 1	▲ 1	11	0	0	9	▲ 2	▲ 2
交通・通信	32	33	32	0	▲ 1	46	14	13	21	▲ 11	▲ 12
教育	12	22	4	▲ 8	▲ 18	13	1	▲ 9	6	▲ 6	▲ 16
教養娯楽	14	20	14	0	▲ 6	22	8	2	7	▲ 7	▲ 13
その他の消費支出	45	60	28	▲ 17	▲ 32	40	▲ 5	▲ 20	15	▲ 30	▲ 45
(再掲)住居・教育除く	193	222	169	▲ 24	▲ 53	228	35	6	151	▲ 42	▲ 71

※ 主観的最低生活費の試算は、「主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。

※ 全国家計構造調査(2019)は、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の世帯のうち、民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(主観的最低生活費は1級地-1)

※ 全国家計構造調査の夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下(18歳は高校生に限る)である世帯のもの。

※ 社会保障生計調査(2019)は、その他3人世帯の全級地平均によるもの。その他3人世帯は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。

# 新たな検証手法に関する検討

② 夫婦子1人世帯(世帯主:40~49歳) ※全国家計構造調査は30~59歳、社会保障生計調査はその他3人世帯(全平均)

単位：千円

サンプル数(世帯数)	主観的最低生活費の試算	
	夫婦子1人 40~49歳 (K調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人 40~49歳 (T調査・平均値) ※1級地-1
	① (54)	② (52)
消費支出 計	315	370
食料	56	68
住居	90	92
光熱・水道	17	24
家具・家事用品	13	16
被服及び履物	3	6
保健医療	10	13
交通・通信	36	38
教育	23	20
教養娯楽	17	27
その他の消費支出	51	67
(再掲)住居・教育除く	202	258

全国家計構造調査 (2019)					
夫婦子1人(第1・十分位) <30~59歳> ※全級地平均			夫婦子1人(全平均) <30~59歳> ※全級地平均		
	(70)	①との差 ②との差		(462)	①との差 ②との差
	226	▲ 89 ▲ 144	313	▲ 2 ▲ 57	
	55	▲ 1 ▲ 13	70	14 2	
	53	▲ 37 ▲ 39	72	▲ 18 ▲ 20	
	17	0 ▲ 7	18	1 ▲ 6	
	6	▲ 7 ▲ 10	9	▲ 4 ▲ 7	
	7	4 1	13	10 7	
	10	0 ▲ 3	11	1 ▲ 2	
	32	▲ 4 ▲ 6	46	10 8	
	4	▲ 19 ▲ 16	13	▲ 10 ▲ 7	
	14	▲ 3 ▲ 13	22	5 ▲ 5	
	28	▲ 23 ▲ 39	40	▲ 11 ▲ 27	
	169	▲ 33 ▲ 89	228	26 ▲ 30	

社会保障生計調査 (2019)		
その他3人世帯 ※全級地平均		
	(24)	①との差 ②との差
	189	▲ 126 ▲ 181
	57	1 ▲ 11
	33	▲ 57 ▲ 59
	22	5 ▲ 2
	10	▲ 3 ▲ 6
	10	7 4
	9	▲ 1 ▲ 4
	21	▲ 15 ▲ 17
	6	▲ 17 ▲ 14
	7	▲ 10 ▲ 20
	15	▲ 36 ▲ 52
	151	▲ 51 ▲ 107

※ 主観的最低生活費の試算は、「主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。

※ 全国家計構造調査(2019)は、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の世帯のうち、民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(主観的最低生活費は1級地-1)

※ 全国家計構造調査の夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下(18歳は高校生に限る)である世帯のもの。

※ 社会保障生計調査(2019)は、その他3人世帯の全級地平均によるもの。その他3人世帯は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。

# 新たな検証手法に関する検討

③夫婦子1人世帯(世帯主:50~59歳) ※全国家計構造調査は30~59歳、社会保障生計調査はその他3人世帯(全平均)

単位：千円

サンプル数(世帯数)	主観的最低生活費の試算		全国家計構造調査 (2019)						社会保障生計調査 (2019)		
	夫婦子1人 50~59歳 (K調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人 50~59歳 (T調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人(第1・十分位) <30~59歳> ※全級地平均			夫婦子1人(全平均) <30~59歳> ※全級地平均			その他3人世帯 ※全級地平均		
	① (57)	② (52)	(70)	①との差	②との差	(462)	①との差	②との差	(24)	①との差	②との差
消費支出 計	354	426	226	▲ 128	▲ 200	313	▲ 41	▲ 113	189	▲ 165	▲ 237
食料	70	85	55	▲ 15	▲ 30	70	0	▲ 15	57	▲ 13	▲ 28
住居	78	96	53	▲ 25	▲ 43	72	▲ 6	▲ 24	33	▲ 45	▲ 63
光熱・水道	25	23	17	▲ 8	▲ 6	18	▲ 7	▲ 5	22	▲ 3	▲ 1
家具・家事用品	11	16	6	▲ 5	▲ 10	9	▲ 2	▲ 7	10	▲ 1	▲ 6
被服及び履物	5	6	7	2	1	13	8	7	10	5	4
保健医療	10	12	10	0	▲ 2	11	1	▲ 1	9	▲ 1	▲ 3
交通・通信	41	49	32	▲ 9	▲ 17	46	5	▲ 3	21	▲ 20	▲ 28
教育	25	43	4	▲ 21	▲ 39	13	▲ 12	▲ 30	6	▲ 19	▲ 37
教養娯楽	19	27	14	▲ 5	▲ 13	22	3	▲ 5	7	▲ 12	▲ 20
その他の消費支出	71	69	28	▲ 43	▲ 41	40	▲ 31	▲ 29	15	▲ 56	▲ 54
(再掲)住居・教育除く	251	287	169	▲ 82	▲ 118	228	▲ 23	▲ 59	151	▲ 100	▲ 136

※ 主観的最低生活費の試算は、「主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。

※ 全国家計構造調査(2019)は、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の世帯のうち、民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(主観的最低生活費は1級地-1)

※ 全国家計構造調査の夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下(18歳は高校生に限る)である世帯のもの。

※ 社会保障生計調査(2019)は、その他3人世帯の全級地平均によるもの。その他3人世帯は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。



# 新たな検証手法に関する検討

## (参考)各検証手法の概要

第5回生活保護基準の新たな検証手法の  
開発等に関する検討会（令和2年10月23日）  
資料1（一部改変）

### 各検証手法の概要

	MIS手法	主観的最低生活費
算出方法	属性が近い一般市民が、最低生活に必要なもの（細かな品目）を複数回議論して選定し、それを積み上げて最低生活費を算出する方法。	一般市民を対象に、2つの質問（①切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か、②つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活を送るためにいくら必要か）により食費等の費目ごとに最低限必要な額に関するアンケート調査を行い、その調査結果を基に主観的な最低生活費を算出する方法。
個人の価値判断の影響	どの品目を採用するか、少人数の議論（8人程度×4回）により判断していくため、その参加者の価値判断の影響を受ける可能性がある。	約2万人のインターネット調査による結果を用いることから、特定の者の価値判断の影響を受けにくい。
予算制約	なし （ただし、最終段階で合計額を見た上での調整が入る余地有り）	なし （ただし、回答者は自身の生活水準を前提とした回答となる可能性がある）
判断者	一般市民	一般市民
その他	地域の選び方、参加者の選び方によって結果が異なる可能性がある。	調査事項が主観的なものであるため、回答者の属性や調査票の設計によって結果が異なる可能性がある。